

協議 1 秋田市マイタウン・バス北部線の時刻改正について

1 概要

マイタウン・バス北部線については、令和4年4月1日より、旧上新城小学校区の児童が飯島南小学校への通学に活用するため、運行時刻を見直し運行しているところであるが、令和5年4月1日より、同校の通学用として専用スクールバスを運行する予定となっていることから、次項のとおり運行時刻を変更したく、協議するものである。

なお、本協議に先立ち、地域や利用者等の代表で構成される「秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会」を開催し協議を行っている。

2 運行内容（案）

(1) 営業区域

変更なし

(2) 運送の区間

変更なし

(3) 運行時刻（資料1）

- ・上新城コースにおいて、飯島南小学校への通学に合わせた運行時刻を設定していたが、同校専用スクールバスを運行する予定となっていることから、運行時刻を調整する。
- ・車両を共用する金足、下新城および上新城コースにおいて、開館前の北部市民サービスセンターへの経路を除き、全ての停留所への経路を可能とするほか、路線バスや鉄道との乗り継ぎ、利用状況、利用者からの要望等を勘案し、運行時刻を調整する。
- ・外旭川笹岡循環コースについては、変更なし。

(4) 運賃

変更なし

(5) 適用する期間

令和5年4月1日から（予定）

(6) その他

金足、下新城および上新城コースについては、繁忙時間帯の配車業務の効率化を図るため、予約締切時間を次のとおり変更する。

変更前：乗車したい便が起点を発車する時刻の1時間前まで
（始発便のみ前日17時まで）

変更後：乗車したい便が起点を発車する時刻の1時間前まで
（9時までに起点を発車する便は前日18時まで）

協議 2 秋田市マイタウン・バス東部線上北手コースの時刻改正について

1 概要

マイタウン・バス東部線上北手コースおよび中北手コースについては、令和3年10月から運行形態を普通タクシー車両を使用した予約制の乗合運送に変更しているが、路線バスとの運行時間帯が競合しないよう、中北手コースにおける南ヶ丘地区への乗入れを一部制限している。

令和4年10月1日の路線バスの時刻改正により、南ヶ丘地区を運行する路線バスが減便となったことから、同地区へ乗入れする中北手コースを増便したく、次項のとおり、運行時刻の変更について協議するものである。

なお、本協議に先立ち、地域や利用者等の代表で構成される「秋田市マイタウン・バス東部線上北手地区運行協議会」を開催し協議を行っている。

2 運行内容（案）

(1) 営業区域

変更なし

(2) 運送の区間

変更なし

(3) 運行時刻（資料2）

- ・「県営南ヶ丘住宅前」停留所の取扱いを以下のとおりとする。

【平日】路線バスと競合する次の時間帯の便を除き、利用可能

下り（上小山田行き）①7:30、⑩17:30

上り（日赤病院前行き）②8:00、⑩17:00

【土日祝日】全ての便で利用可能

- ・なお、上記変更に伴う利用者の増加が見込まれること、運行事業者が行う一般タクシー営業と当該マイタウン・バスとで車両を共用していることを勘案し、繁忙になる朝の時間帯の配車業務の効率化を図るため、9時台の便の予約締切時間を「前日17:00」に変更する。

(4) 運賃

変更なし

(5) 適用する期間

令和5年4月1日から（予定）

(6) その他（資料3）

中北手コースにおける9時台の便の予約締切時間の変更に合わせて、上北手コースにおいても同様に変更する。

報告 秋田市マイタウン・バス南部線雄和地域の路線変更について

1 概要

秋田県が実施している水沢橋の架替工事について、令和5年3月19日の午後3時より、新橋の供用開始および旧橋の通行止めとなる予定であることから、次項のとおり路線を変更するので、報告するものである。

なお、本件については、「秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が整っているとする見なし事項一覧」に該当するとして（資料6）、本分科会の日野会長から了承を得ており、協議が調ったものとして取扱うものである（資料7）。

2 運行内容

(1) 路線（資料4）

旧橋の区間の路線を廃止し、新橋の区間の路線を新設する。

なお、新設する路線において、フリー乗降は行わない。

(2) 運行系統（資料5）

雄和市民サービスセンターから水沢入口までの停留所間距離の変更に伴い、各運行系統の距離を変更する。

なお、経由する停留所やその順番の変更はなし。

(3) 運行時刻

変更なし

(4) 運賃

変更なし

(5) 適用する期間

令和5年3月19日 午後3時から

3 参考

(1) 見なし事項の該当区分（資料6）

区分1「路線」、区分2「系統」および区分4「バス停・廃止」に該当

※フリー乗降の廃止（旧橋の区間）は、バス停の廃止と同様の扱い

(2) 協議が調っていることの証明書（資料7）